参考資料　3

北海道遺伝子組換え作物の栽培等による交雑等の防止に関する条例

平成17年３月31日条例第10号
改正
平成21年３月31日条例第15号
平成26年３月28日条例第50号
平成31年３月15日条例第35号
令和２年３月31日条例第44号
令和４年７月８日条例第31号
令和６年３月29日条例第40号

目次

第１章　総則（第１条―第３条）
第２章　開放系一般栽培に関する規制（第４条―第16条）
第３章　開放系試験栽培に関する規制（第17条―第20条）
第４章　雑則（第21条―第23条）
第５章　罰則（第24条―第28条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、遺伝子組換え作物の開放系での栽培等を規制することによって、遺伝子組換え作物と一般作物との交雑（以下単に「交雑」という。）及び遺伝子組換え作物の一般作物への混入（以下単に「混入」という。）を防止し、遺伝子組換え作物の開放系での栽培に起因する生産上及び流通上の混乱を防止するとともに、遺伝子組換え作物の開発等に係る産業活動と一般作物に係る農業生産活動との調整を図り、もって現在及び将来の道民の健康を保護するとともに、本道における産業の振興に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　遺伝子組換え作物　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号。以下「法」という。）第２条第２項に規定する遺伝子組換え生物等であって、作物その他の栽培される植物であるものをいう。

（２）　一般作物　遺伝子組換え作物以外の作物その他の栽培される植物をいう。

（３）　遺伝子組換え作物の開放系での栽培　遺伝子組換え作物の栽培であって、法第２条第５項に規定する第一種使用等（法第４条第１項の承認を受けた同項に規定する第一種使用規程に従って実施する食用若しくは飼料用に供するための栽培又は規則で定める隔離ほ場における栽培に限る。）であるものをいう。

（４）　試験研究機関　次に掲げる者であって、道内に事務所又は事業所を有するものをいう。

ア　国、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第２条第１項に規定する独立行政法人をいう。）又は地方公共団体（試験研究を行う機関を有する者に限る。）

イ　学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学又は高等専門学校の設置者

ウ　試験研究を業として行う者であって、規則で定める要件を満たすもの

（５）　研究ほ場　試験研究機関が試験研究の用に供する目的で使用する権原を有するほ場及び施設をいう。

（適用除外）

第３条　この条例の規定は、遺伝子組換え作物の栽培であって、法第２条第６項に規定する第二種使用等であるものについては、適用しない。

第２章　開放系一般栽培に関する規制

（開放系一般栽培の許可）

第４条　遺伝子組換え作物の開放系での栽培（第17条第１項に規定する開放系試験栽培であって、試

験研究機関が行うものを除く。以下「開放系一般栽培」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、開放系一般栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及びほ場又は栽培を行う施設（以下「ほ場等」という。）ごとに、知事の許可を受けなければならない。

（許可の申請）

第５条　前条の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

（１）　申請者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　栽培の目的

（３）　栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類

（４）　ほ場等の所在地

（５）　ほ場等の構造及び規模

（６）　栽培期間

（７）　交雑及び混入を防止するための措置（以下「交雑混入防止措置」という。）

（８）　交雑の有無を確認するための方法

（９）　その他規則で定める事項

２　前項の申請書には、ほ場等の所在地付近の見取図、ほ場等の構造及び規模を示す図面、次条第１項の規定により開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

３　第１項第６号の栽培期間は、１年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

（説明会の開催）

第６条　前条第１項の規定により申請書を知事に提出しようとする者は、あらかじめ、交雑が生じた場合に多大な影響を受ける範囲として知事が定める範囲内において一般作物を栽培する者その他規則で定める者に対し、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるための説明会（次項において「説明会」という。）を開催しなければならない。

２　前項の規定により説明会を開催しようとする者（以下この項において「説明会開催者」という。）は、その責めに帰することができない事由であって規則で定めるものにより、説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、規則で定めるところにより、当該申請に係る開放系一般栽培の内容を周知させるように努めなければならない。

（許可の基準）

第７条　知事は、第４条の許可の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、同条の許可をしてはならない。

（１）　当該申請に係る交雑混入防止措置が知事が定める基準に適合していないこと。

（２）　申請者が交雑混入防止措置並びに第13条第１項第４号及び第５号の措置を適確に実施するに足りる人員、資産その他の能力を有していないこと。

（３）　申請者が第15条第１項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して２年を経過しない者であること。

（４）　申請者がこの条例の規定又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して２年を経過しない者であること。

（５）　申請者が法人である場合において、その法人の業務を執行する役員の全部又は一部が前２号のいずれかに該当する者であること。

（北海道食の安全・安心委員会の意見の聴取）

第８条　知事は、第４条の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該許可の申請に係る交雑混入防止措置に関し、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴かなければならない。

（許可の条件）

第９条　知事は、第４条の許可をする場合において、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、その必要の限度において、その許可に条件を付することができる。

（許可事項の変更の許可）

第10条　第４条の許可を受けた者（以下「許可栽培者」という。）が、当該許可に係る第５条第１項第５号から第８号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、あらかじめ、知事の許可を受け

なければならない。ただし、第13条第１項第５号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　第６条から前条までの規定は、前項の許可について準用する。

（許可事項の変更の届出）

第11条　許可栽培者は、第５条第１項第１号、第２号、第３号（種類に係る部分に限る。）若しくは第９号に掲げる事項に変更があったとき、又は前条第１項ただし書の規則で定める軽微な変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（開始等の届出）

第12条　許可栽培者は、開放系一般栽培を開始したときは、その開始の日から10日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。開放系一般栽培を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

（許可栽培者の遵守事項）

第13条　許可栽培者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（１）　開放系一般栽培を行うほ場等ごとに開放系一般栽培を適正に管理する責任者（次項において「管理責任者」という。）を置くこと。

（２）　当該許可に係る交雑混入防止措置を適正に維持すること。

（３）　栽培した遺伝子組換え作物の処理、収穫物の出荷等に関する状況を記録し、及びその記録を保管すること。

（４）　指標として用いられる当該開放系一般栽培に係る遺伝子組換え作物と同種の一般作物の栽培その他の交雑の有無を確認するための措置を講ずるとともに、当該措置による交雑の有無の確認の結果を、当該開放系一般栽培が終了した後、遅滞なく、知事に報告すること。

（５）　交雑若しくは混入が生じた場合は、直ちに、その拡大を防止するために必要な措置を講じ、又は交雑若しくは混入を生ずるおそれがある事態が発生した場合は、直ちに、これらを防止するために必要な措置を講ずるとともに、その状況を知事に報告し、及びその指示に従うこと。

２　管理責任者は、前項第２号の規定による交雑混入防止措置の維持、同項第４号の措置及び同項第５号の措置その他規則で定める職務を行うものとする。

（勧告）

第14条　知事は、交雑及び混入を防止するために必要があると認めるときは、許可栽培者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

２　知事は、前項の規定による勧告を受けた許可栽培者が、正当な理由がないのにその勧告に係る措置を講じなかったときは、当該許可栽培者に対し、その勧告に係る措置を講ずべきことを命ずることができる。

（許可の取消し等）

第15条　知事は、許可栽培者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、第４条又は第10条第１項の許可を取り消し、変更し、その条件を変更し、又は新たに条件を付することができる。この場合において、知事は、第４号の事由により処分をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

（１）　第13条第１項第２号若しくは第５号（必要な措置を講ずる部分に限る。）の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

（２）　第７条各号のいずれかに該当することとなったとき。

（３）　この条例の規定による許可に付した条件に違反したとき。

（４）　第４条若しくは第10条第１項の許可の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの許可の日以降における科学的知見の充実により当該許可に従って開放系一般栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。

（５）　偽りその他不正な手段により、第４条又は第10条第１項の許可を受けたとき。

２　知事は、許可栽培者が、第13条第１項第４号（報告に係る部分を除く。）若しくは第５号（知事の指示に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前項第４号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系一般栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

３　知事は、許可栽培者が、第11条、第12条若しくは第13条第１項第１号若しくは第３号の規定に違反したとき、又は第１項第４号に該当するときは、当該許可栽培者に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

（手数料）

第16条　第４条又は第10条第１項の許可を受けようとする者は、手数料を、当該許可を申請する際に北海道収入証紙で納めなければならない。

２　前項の手数料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）　第４条の許可に係る手数料　１件につき32万5,300円

（２）　第10条第１項の許可に係る手数料　１件につき21万7,260円

３　前項第１号に定める手数料の額は、当該受けようとする許可に係る第５条第１項第１号から第５号まで、第７号及び第８号に掲げる事項その他知事が定める事項が直近において受けた許可（第10条第１項の許可を受けたときは、その変更後のもの。以下この項において同じ。）に係るこれらのものと同一の内容であって、直近において受けた許可に係る栽培と当該受けようとする許可に係る栽培が連続したものとして知事が定める場合にあっては、前項第１号の規定にかかわらず、１件につき11万5,170円とする。

第３章　開放系試験栽培に関する規制

（開放系試験栽培の届出）

第17条　研究ほ場における遺伝子組換え作物の開放系での栽培（試験研究目的であるものに限る。以下「開放系試験栽培」という。）を行おうとする試験研究機関は、当該開放系試験栽培を開始しようとする日の90日前までに、開放系試験栽培を行おうとする遺伝子組換え作物ごと及び研究ほ場ごとに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

（１）　試験研究機関の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（２）　栽培試験の目的

（３）　栽培しようとする遺伝子組換え作物及びその種類

（４）　研究ほ場の所在地

（５）　研究ほ場の構造及び規模

（６）　栽培期間

（７）　交雑混入防止措置

（８）　交雑の有無を確認するための方法

（９）　その他規則で定める事項

２　前項の規定による届出には、研究ほ場の所在地付近の見取図、研究ほ場の構造及び規模を示す図面、第19条第１項において準用する第６条第１項の規定により開催した説明会の結果の概要を記載した書類その他規則で定める書類を添付しなければならない。

３　第１項第６号の栽培期間は、１年以内とする。ただし、知事が定める場合は、この限りでない。

４　第１項第７号の交雑混入防止措置は、第７条第１号の知事が定める基準に適合するものでなければならない。

（変更事項の届出）

第18条　前条第１項の規定による届出をした試験研究機関（以下「届出試験研究機関」という。）が、当該届出に係る同項第５号から第８号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、当該変更を行おうとする日の90日前までに、知事に届け出なければならない。ただし、次条第２項において準用する第13条第１項第５号の場合において同号の措置として変更をしようとするとき、又は規則で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。

２　前条第４項の規定は、前項本文の規定による届出について準用する。

（準用）

第19条　第６条の規定は、第17条第１項又は前条第１項本文の規定による届出をしようとする試験研究機関について準用する。この場合において、第６条第１項及び第２項中「当該申請に係る開放系一般栽培」とあるのは、「当該届出に係る開放系試験栽培」と読み替えるものとする。

２　第11条から第14条までの規定は、届出試験研究機関について準用する。この場合において、第11条中「第５条第１項第１号、第２号、第３号（種類に係る部分に限る。）若しくは第９号」とあるのは「第17条第１項第１号、第２号、第３号（種類に係る部分に限る。）若しくは第９号」と、「前条第１項ただし書」とあるのは「第18条第１項ただし書」と、第12条中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、第13条第１項第１号中「開放系一般栽培」とあるのは「開放系試験栽培」と、「ほ場等」とあるのは「研究ほ場」と、「管理する責任者」とあるのは「管理する研究員」と、「管理責任者」とあるのは「管理研究員」と、同項第２号中「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同項第３号中「栽培した遺伝子組換え作物」とあるのは「開放系試験栽培に用いた遺伝子組換え作物」と、「出荷等」とあるのは「使用及び搬出等」と、同項第４号中「当該開放系一般栽培」とあるのは「当該開放系試験栽培」と、同条第２項中「管理責任者」とあるのは「管理研究員」と、「前項第２号」とあるのは「第19条第２項において準用する第13条第１項第２号」と、「同項第４号」とあるのは「第19条第２項において準用する第13条第１項第４号」と、「同項第５号」とあるのは「第19条第２項において準用する第13条第１項第５号」と読み替えるものとする。

（中止命令等）

第20条　知事は、届出試験研究機関が次の各号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、開放系試験栽培の中止を命ずることができる。この場合において、知事は、第２号又は第３号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

（１）　前条第２項において準用する第13条第１項第２号、第４号（報告に係る部分を除く。）若しくは第５号（報告に係る部分を除く。）の規定又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

（２）　第17条第１項又は第18条第１項本文の規定による届出があったとき。

（３）　第17条第１項若しくは第18条第１項本文の規定による届出の時には予想することができなかった環境の変化又はこれらの届出の日以降における科学的知見の充実により当該届出に従って開放系試験栽培がなされるとした場合においてもなお交雑又は混入を防止することができないと認められるに至ったとき。

（４）　偽りその他不正な手段により、第17条第１項又は第18条第１項本文の規定による届出をしたとき。

２　知事は、届出試験研究機関が、前条第２項において準用する第11条、第12条若しくは第13条第１項第１号若しくは第３号の規定に違反したとき、又は前項第２号若しくは第３号のいずれかに該当するときは、当該届出試験研究機関に対し、交雑及び混入を防止するために必要な限度において、期限を定めて交雑混入防止措置の変更その他の必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。この場合において、知事は、同項第２号又は第３号の事由により命令をしようとするときは、あらかじめ、北海道食の安全・安心委員会の意見を聴くことができる。

第４章　雑則

（情報の申出）

第21条　道民は、交雑又は混入が生じたと認められる情報又は生じるおそれがあると認められる情報を入手したときは、知事に適切な対応をするよう申し出ることができる。

（報告徴収等）

第22条　知事は、この条例の施行に必要な限度において、許可栽培者若しくは届出試験研究機関に対し、交雑混入防止措置の実施状況その他の必要な事項について報告を求め、又はその職員に、開放系一般栽培若しくは開放系試験栽培を行う場所に立ち入らせ、遺伝子組換え作物、施設、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定による立入り、検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

３　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（規則への委任）

第23条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第５章　罰則

第24条　次の各号のいずれかに該当する者は、１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（１）　第４条の許可を受けないで開放系一般栽培を実施した者

（２） 虚偽の申請をして第４条の許可を受け、開放系一般栽培を実施した者
（３） 第10条第１項の許可を受けないで第５条第１項第５号から第８号までに掲げる事項を変更した者
（４） 虚偽の申請をして第10条第１項の許可を受け、第５条第１項第５号から第８号までに掲げる事項を変更した者

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
（１） 第15条第２項又は第20条第１項の規定による命令に違反した者
（２） 第17条第１項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして開放系試験栽培を実施した者
（３） 第18条第１項本文の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして第17条第１項第５号から第８号までに掲げる事項を変更した者

第26条 第15条第３項又は第20条第２項の規定による命令に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。
（１） 第13条第１項第４号又は第５号（これらの規定を第19条第２項において準用する場合を含む。）の規定による報告をしなかった者
（２） 第22条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第28条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第24条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附　則

（施行期日）
１　この条例は、平成18年１月１日から施行する。ただし、次項及び附則第３項の規定は、平成17年10月１日から施行する。
（経過措置）
２　第４条の許可を受けようとする者は、この条例の施行前においても、第５条、第６条並びに第16条第１項及び第２項の規定の例により、その許可の申請を行うことができる。
３　第17条第１項の規定による届出をしようとする試験研究機関は、この条例の施行前においても、第17条及び第19条第１項において準用する第６条の規定の例により、その届出を行うことができる。
４　この条例の施行の際現に実施している遺伝子組換え作物の開放系での栽培については、平成18年12月31日までの間、この条例（次項を除く。）の規定は、適用しない。
５　前項の遺伝子組換え作物の開放系での栽培を実施している者は、平成18年２月28日までに、知事に届け出なければならない。
（検討）
６　知事は、この条例の施行後３年を経過した場合及び平成21年４月１日から起算して５年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則（平成21年３月31日条例第15号抄）
１　この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附　則（平成26年３月28日条例第50号）
この条例は、平成26年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月15日条例第35号）
この条例は、平成31年10月１日から施行する。

附　則（令和２年３月31日条例第44号）
この条例は、令和２年４月１日から施行する。

附　則（令和４年７月８日条例第31号）
この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和６年３月29日条例第40号）
この条例は、令和６年４月１日から施行する。